

令和4年度当初予算の各事業概要

単位(千円)

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|-------------------|---------------|-----------|-----------|--|
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 被災建築物震後対策事業費 | 1,086 | 1,086 | 地震後の余震等による二次災害を防止するために、被災建築物を対象に応急的に危険度の判定を実施する必要があるが、そのために一定数の判定士を確保する必要があり、建築士等の資格保持者を対象に養成講習等を行い、判定士の認定及び登録を行う。また、応急危険度判定制度について、広く県民の理解を得るため、普及啓発を実施する。 |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 建築物耐震対策促進事業費 | 74,267 | 74,267 | 地震に対する建築物及びまちの安全を確保するため、耐震診断が義務付けられた建築物に対する耐震診断費及び耐震改修費の補助を市町とともに行う。 |
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 木造住宅耐震対策促進事業費 | 90,107 | 80,107 | 安全で安心な住まいやまちにするため、倒壊の可能性が高い昭和56年以前に着工された木造住宅等の所有者に対して、耐震化に関する必要な情報の提供と、無料耐震診断や補強工事補助等を行う。 |
| 県土整備部 | 県単水防事業費 | 県単水防事業費 | 2,294 | 2,294 | 適切な水防活動を実施するため、水防計画の作成や水防資材の補給等を行う。 |
| 県土整備部 | 国補道路メンテナンス費(道路整備) | 国補公共事業 | 3,202,592 | 1,044 | 災害発生時に災害対応を迅速かつ効果的に実施するため、橋梁修繕と合わせて、緊急輸送道路等の橋梁耐震対策を実施する。 |
| 県土整備部 | 河川海岸管理事業費 | 河川海岸管理事業費 | 2,663 | ▲ 426,636 | 河川機能の支障発生を防止し、適正な利用がなされるように、水質事故対策、家電製品の不法投棄対策、未登記土地の登記整理及び水害統計調査を実施する。 |
| 県土整備部 | 河川調査費 | 県単公共事業 | 33,000 | 33,000 | 河川事業の整備計画策定等のため、調査・測量等を実施する。 |
| 県土整備部 | 河川台帳整備事業費 | 河川台帳整備事業費 | 5,047 | ▲ 3,753 | 二級河川の現況を明らかにし、河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳の整備を順次実施する。 |
| 県土整備部 | 市町村河川事業指導監督費 | 市町村河川事業指導監督費 | 211 | 0 | 市町が実施する河川事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 宮川堰堤管理費 | 宮川堰堤管理費 | 34,645 | ▲ 7,292 | 宮川ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を発電等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように管理を行う。 |
| 県土整備部 | 宮川堰堤維持費 | 県単公共事業 | 198,409 | 28,360 | 宮川ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を発電等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように各種設備の点検・修理を行う。 |
| 県土整備部 | 君ヶ野堰堤管理費 | 君ヶ野堰堤管理費 | 14,699 | 11,389 | 君ヶ野ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を水道等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように管理を行う。 |
| 県土整備部 | 君ヶ野堰堤維持費 | 県単公共事業 | 160,897 | 32,858 | 君ヶ野ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を水道等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように各種設備の点検・修理を行う。 |
| 県土整備部 | 滝川ダム管理費 | 滝川ダム管理費 | 4,182 | 4,132 | 滝川ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を水道等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように管理を行う。 |
| 県土整備部 | 滝川ダム維持費 | 県単公共事業 | 18,824 | 12,599 | 滝川ダムについて、ダムの洪水調節により下流域の県民の生命・財産の浸水被害を軽減するとともに、ダム貯留水を水道等への利用や河川環境保全のために河川維持放流を行うなど、ダム機能が確実に発揮できるように各種設備の点検・修理を行う。 |
| 県土整備部 | ダム対策費 | 県単公共事業 | 8,944 | 2,944 | 水源地域対策特別措置法に基づき策定された「新丸山ダムに係る水源地域整備計画」の実施に必要な経費について、同法第12条の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 治水ダム建設事業費 | 国補公共事業 | 1,193,877 | 5,877 | 二級河川加茂川及び鳥羽河内川の氾濫防止を目的として、鳥羽河内ダムを建設する。 |
| 県土整備部 | 治水ダム建設事業費 | 受託事業 | 90,000 | 0 | 鳥羽市からの依頼により、受託事業として鳥羽河内ダムを建設するための工事中道路建設に合わせた鳥羽市道建設事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 鳥羽河内ダム関連事業費 | 県単公共事業 | 50,000 | 0 | 鳥羽河内ダム建設のため、国補事業に付随する国補対象外の事業及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 県単河川局部改良費 | 県単公共事業 | 2,927,893 | 19,893 | 一級河川の指定区間及び二級河川において、事業規模の小さい工事箇所や防災上緊急を要する箇所の改良工事等を実施する。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|-----------------|--------------|-----------|----------|--|
| 県土整備部 | 県単河川局部改良費 | 受託事業 | 10,583 | 0 | 市町・他団体等からの依頼により、受託事業として河川事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 直轄河川事業負担金 | 直轄事業負担金 | 2,805,575 | 31,575 | 国が施工する河川・ダム事業について、河川法等の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 河川整備交付金事業費 | 国補公共事業 | 993,010 | 21,425 | 一級河川の指定区間及び二級河川において、浸水被害を軽減するための河道拡幅や横断構造物の改築等の洪水防止対策の実施、南海トラフ地震による被害を軽減するための耐震性能を備えた堤防の整備や河口部の水門・樋門の耐震対策の実施及び円滑で効率的な運用を行うための排水機場や水門・樋門の各施設の延命化措置等の対策を実施する。 |
| 県土整備部 | 河川整備交付金事業費 | 受託事業 | 131,250 | 0 | 市町・他団体等からの依頼により、受託事業として河川事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 大規模特定河川事業費 | 国補公共事業 | 493,500 | 8,500 | 一級河川の指定区間及び二級河川において、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とする。 |
| 県土整備部 | 大規模特定河川事業費 | 受託事業 | 52,500 | 0 | 市町・他団体等からの依頼により、受託事業として河川事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 大規模更新河川事業費 | 国補公共事業 | 220,500 | 4,500 | 一級河川及び二級河川において、水門・ポンプ設備等の河川管理施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき延命化を図っている施設のうち、大規模な更新が必要なものについて、計画的・集中的に実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。 |
| 県土整備部 | 砂防調査費 | 県単公共事業 | 8,000 | 8,000 | 流域一環の砂防計画作成のため、調査・測量等を実施する。 |
| 県土整備部 | 砂利等採取関係取締費 | 砂利等採取関係取締事務費 | 589 | ▲ 1,752 | 砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法、砂利採取法、採石法等に基づく許認可及び助言、指導等を行うとともに土砂災害防止に関する啓発活動を行うことにより、土砂の崩壊、流出等による災害防止を図り、県民の安全を保持します。 |
| 県土整備部 | 県単通常砂防費 | 県単公共事業 | 166,000 | 0 | 下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るため、砂防えん堤や溪流保全工の整備等を実施する。 |
| 県土整備部 | 県単急傾斜地崩壊対策費 | 県単公共事業 | 170,000 | 0 | 小規模な急傾斜崩壊危険区域内の自然がけに対し、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の整備その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する。 |
| 県土整備部 | 直轄砂防事業負担金 | 直轄事業負担金 | 100,667 | 10,667 | 国が施工する砂防事業について、砂防法等の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 県単急傾斜地災害緊急対策事業費 | 県単公共事業 | 30,000 | 0 | 地域住民の安全を確保するため、住民や建物等に被害が発生した小規模ながけ崩れ箇所の緊急的な対策工事を行う。 |
| 県土整備部 | 砂防整備交付金事業費 | 国補公共事業 | 2,083,730 | 63,530 | 下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るため、土石流対策のための砂防えん堤や溪流保全工等の整備を実施する。また、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の整備、その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定にむけた基礎調査を実施する。 |
| 県土整備部 | 国補通常砂防事業費 | 国補公共事業 | 766,500 | 13,500 | 下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るため、土石流対策のための砂防えん堤や溪流保全工等の整備を実施する。 |
| 県土整備部 | 海岸台帳整備費 | 海岸台帳整備費 | 1,200 | ▲ 47,821 | 海岸管理業務を適切に遂行するため、海岸法の規定による海岸保全区域台帳の整備を行う。 |
| 県土整備部 | 海岸調査費 | 県単公共事業 | 5,000 | 5,000 | 海岸事業実施のため、調査・測量等を行う。 |
| 県土整備部 | 県単海岸局部改良費 | 県単公共事業 | 399,000 | 0 | 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図るため、海岸保全施設の改良及び補強工事を行う。 |
| 県土整備部 | 井田海岸緊急保全事業費 | 県単公共事業 | 150,000 | 0 | 侵食が激しい井田地区海岸の安全性の確保を図るため、緊急に整備を行う。 |
| 県土整備部 | 海岸高潮対策(海岸)費 | 国補公共事業 | 1,051,800 | 39,800 | 水管理・国土保全局所管の海岸において、津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図るため、海岸保全施設の改良及び耐震補強、人工リーフ等の整備を行う。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|-------------------|------------------|-----------|-----------|---|
| 県土整備部 | 海岸漂着物等処理推進事業費 | 国補公共事業 | 20,000 | 4,500 | 海岸の良好な景観及び環境の保全や利用者の安全性・満足度の向上を図るとともに、適切に施設を保全するため、県管理の海岸施設に漂着した海洋ごみ等の回収・処理を行い、施設の適切な保全を行う。 |
| 県土整備部 | 海岸保全施設整備連携事業(海岸)費 | 国補公共事業 | 147,000 | 8,000 | 水管理・国土保全局所管の上野・白塚地区海岸において、高潮・高波等の浸水被害を防ぐため、伊勢湾に面した津松阪港海岸、白塚・河芸漁港海岸及び志登茂川と連携して堤防嵩上げを実施し、必要な堤防高等を確保することで、一体的に背後地の防護を行う。 |
| 県土整備部 | 海岸保全施設整備連携事業(海岸)費 | 受託事業 | 3,000 | 0 | 市町・他団体からの依頼により、受託事業として海岸事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 直轄港湾事業負担金 | 直轄事業負担金 | 362,663 | 34,663 | 国が施工する海岸事業について、海岸法等の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 海岸侵食対策(港湾)費 | 国補公共事業 | 188,700 | 10,800 | 港湾局所管の海岸において、侵食による被害から海岸を防護するため、堤防工、養浜工等を行う。 |
| 県土整備部 | 海岸高潮対策(港湾)費 | 国補公共事業 | 365,600 | 13,400 | 港湾局所管の海岸において、津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図るため、海岸保全施設の改良及び耐震補強等の整備を行う。 |
| 県土整備部 | 県単災害関連推進事業費 | 県単公共事業 | 28,000 | 6,000 | 公共土木施設の災害復旧及び改良復旧事業を行った箇所と一連の箇所について、再度災害防止のための改良事業及び災害箇所に隣接する脆弱箇所の解消を図る災害関連事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 市町村災害土木復旧指導監督費 | 市町村災害土木復旧指導監督事務費 | 37,552 | 0 | 市町が実施する公共土木施設災害復旧事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 平成31年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 210,000 | 8,600 | 平成31年に被災した公共土木施設を速やかに復旧するため、災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和2年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 42,000 | 2,320 | 令和2年に被災した公共土木施設を速やかに復旧するため、災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和3年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 2,837,343 | 104,955 | 令和3年に被災した公共土木施設を速やかに復旧するため、災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和3年県単災害土木復旧費 | 県単建設災害復旧費 | 919,000 | 2,000 | 令和3年に被災した公共土木施設について、国庫負担の対象外となる箇所を速やかに復旧するため、県単災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和4年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 3,000,000 | 24,424 | 令和4年に被災した公共土木施設を速やかに復旧するため、災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和4年県単災害土木復旧費 | 県単建設災害復旧費 | 540,000 | 2,000 | 令和4年に被災した公共土木施設について、国庫負担の対象外となる箇所を速やかに復旧するため、県単災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 令和5年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 50,000 | 10,000 | 令和5年の1月から3月に被災した公共土木施設を速やかに復旧するため、災害復旧事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 国補土砂災害対策費(道路維持) | 国補公共事業 | 163,435 | 3,635 | 土砂災害の発生による道路交通の寸断を防ぐため、砂防事業と連携して土砂災害対策を行う。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 建設副産物情報管理費 | 162 | 0 | 公共事業から発生する建設副産物(建設発生物、建設発生土)の再利用を図るため、建設副産物の情報を一元的に管理するシステムを利用し、建設副産物のリサイクルを推進する。なお、建設副産物のリサイクルを推進するにあたっては環境生活部とも連携しながら、各種取組を進める。 |
| 県土整備部 | 市町村下水道事業指導監督費 | 市町村下水道事業指導監督事務費 | 11,390 | 0 | 市町が実施する公共下水道、都市下水路事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 流域下水道事業費 | 流域下水道事業会計支出金 | 4,711,375 | 2,711,348 | 流域下水道事業会計への維持管理費用、建設費用、公債費用の支出金。 |
| 県土整備部 | 流域下水道事業計画策定費 | 国補公共事業 | 20,000 | 10,000 | ・下水道法第2条の2に基づき、下水道整備に関する総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画を策定することを目的とする。 ・流域別下水道整備総合計画は、河川、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、当該流域における個別の下水道事業計画の上位計画となるものである。 ・現在の流域別下水道整備総合計画は、平成17年度時点で策定されており、平成27年度に計画策定から10年目の中間年次を迎えることから、見直しに着手するものである。 |
| 県土整備部 | 下水道事業諸費 | 同和地区公共下水道事業助成金 | 30,486 | 30,486 | 遅れている同和地区の下水道整備の促進を図るために、国の財政上の特別措置が講じられない事業に対して助成を行う必要があり、平成9年度から平成13年度内の実施事業に係る地方債の元利償還額に対し、市町村の負担額が国の特別措置と同等になるように助成する。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|------------------------|-----------------------------|-----------|----------|--|
| 県土整備部 | 住環境整備事業費 | 住環境整備事業費補助金 | 9,216 | 3,072 | 市町が実施する住環境整備事業について、償還事務の適正化を図るため、市町の償還事務費等の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 道路調査費 | 県単公共事業 | 20,550 | 20,550 | 道路事業の整備計画策定のため、測量・設計等を実施する。 |
| 県土整備部 | 国補道路交通調査費 | 国補公共事業 | 32,400 | 21,600 | 幹線道路網の整備計画策定等のため、調査・設計等を実施する。 |
| 県土整備部 | 高規格幹線道路建設促進費 | 県単公共事業 | 6,500 | 0 | 高規格幹線道路事業の整備促進を図るため、高規格幹線道路事業の整備に必要な用地交渉等の業務を実施する。 |
| 県土整備部 | 高速道路関連施設整備対策事業費 | 県単公共事業 | 64,000 | 4,000 | 高速道路事業の整備促進を図るため、高速道路事業と関連する河川等の施設整備を実施する。 |
| 県土整備部 | 直轄道路事業負担金 | 直轄事業負担金 | 9,410,832 | 191,832 | 国が施工する道路事業について、道路法等の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 市町村道路事業指導監督費 | 市町村道路事業指導監督事務費 | 5,820 | 0 | 市町が実施する道路事業が適正に執行されるよう指導・監督を行う。 |
| 県土整備部 | 国補道路改築費 | 国補公共事業 | 3,412,500 | 1,000 | 高規格道路や港湾などの広域交通拠点等と連結し、経済活動や地域間の連携交流を支える規格の高い幹線道路として、地域高規格道路の整備を行う。また、完成年度が公表されている高規格道路ICへの一次アクセス道路について整備を進める。 |
| 県土整備部 | 県単道路改築費 | 県単公共事業 | 202,268 | 14,268 | 道路に対する様々な地域課題に対応するため、順次未改良区間の改良、混雑区間の解消を行うことにより、効率的な道路のネットワークを形成し、県民生活の利便性・安全性を向上させる。 |
| 県土整備部 | 県単道路改築費 | 受託事業 | 606,000 | 0 | 他県・市町・他団体等からの依頼により、受託事業として道路整備事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 道路整備交付金事業費 | 国補公共事業(社会資本整備総合交付金事業) | 2,325,766 | 1,258 | 道路に対する様々な地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図る。 |
| 県土整備部 | 道路整備交付金事業費 | 国補公共事業(社会資本整備総合交付金(広域連携)事業) | 323,400 | 1,800 | 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を核とした広域的な交流の促進と地域の活性化を図るため、広域的な道路ネットワークを整備する。また、「鈴鹿山脈」を中心とした三重県と滋賀県の周遊観光や両地域で行われている施策の連携など地域の活性化を図るため、広域交通ネットワークを補う道路ネットワークを整備する。 |
| 県土整備部 | 道路整備交付金事業費 | 国補公共事業(防災・安全交付金事業) | 2,314,670 | 918 | 地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い、地域の防災機能や安全性の向上を図る。 |
| 県土整備部 | 地方道路整備(改築)事業費 | 県単公共事業 | 2,409,200 | 1,200 | 道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震化を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災機能の向上を図る。また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組む。 |
| 県土整備部 | 国補土砂災害対策費(道路整備) | 国補公共事業 | 63,000 | 1,000 | 土砂災害の発生による道路交通の寸断を防ぐため、砂防事業と連携して土砂災害対策を行う。 |
| 県土整備部 | 国補地区内連携交通安全対策事業費(道路整備) | 国補公共事業 | 4,200 | 1,000 | 一定の区域において、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策の推進を図る。 |
| 県土整備部 | 港湾管理費 | 港湾管理費 | 22,569 | ▲ 32,673 | 県管理港湾施設の維持管理に係る経費及びSOLAS条約の対象となっている制限区域内の不法行為を防止するために必要な経費。また、県管理港湾の適正かつ円滑な開発、利用、管理等を図るため、港湾審議会を開催し審議を行う。 |
| 県土整備部 | 港湾調査費 | 県単公共事業 | 12,000 | 12,000 | 港湾事業実施のため、調査・測量等を実施する。 |
| 県土整備部 | 港湾統計調査費 | 港湾統計調査事務費 | 1,925 | 32 | 適切な港湾の開発利用及び管理を行うため、港湾の利用状況を明らかにする統計調査を実施する。 |
| 県土整備部 | 国補港湾改修費 | 国補公共事業 | 339,900 | 18,100 | 県管理港湾の適正かつ円滑な開発、利用、管理等を図るため、水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設改良、施設の長寿命化対策を行う。 |
| 県土整備部 | 県単港湾改修費 | 県単公共事業 | 487,000 | 38,000 | 県管理港湾の適正かつ円滑な開発、利用、管理等を図るため、水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設改良、施設の長寿命化対策を行う。 |
| 県土整備部 | 港湾整備事業費 | 港湾整備事業特別会計繰出金 | 69,769 | 69,769 | 港湾整備事業特別会計にかかる公債費用への繰出金 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|------------------------|---------------------|------------|-----------|--|
| 県土整備部 | 管理費 | 管理費 | 13,560 | 0 | 港湾埋め立て事業により取得した港湾施設及び施設用地の管理に要する経費及び公営企業会計適用に係る経費 |
| 県土整備部 | 公共土木施設維持管理費 | 県単公共事業 | 13,473,484 | 1,590,702 | 県が管理している供用中の各種公共土木施設について、良好な状態を保ち県民の日常生活の安定に寄与するため、公共土木施設のパトロールや老朽化に伴う修繕等を実施する。 |
| 県土整備部 | 公共土木施設維持管理費 | 受託事業 | 20,000 | 0 | 市町・他団体等からの依頼により、受託事業として県管理の河川堤防と兼用している市町道の除草業務等を実施する。 |
| 県土整備部 | 道路台帳整備費 | 道路台帳整備費 | 6,224 | 0 | 道路管理事務等の円滑な遂行及び地方交付税の基礎資料とするため、道路台帳を整備する。 |
| 県土整備部 | 道路施設管理費 | 道路施設管理費 | 117,800 | 83,497 | 県が管理している供用中の道路施設について、良好な状態を保ち県民の日常生活の安定に寄与するため、道路照明灯等の維持管理、道路モニターによる情報収集、道路賠償責任保険への加入及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の道路施設管理を実施する。 |
| 県土整備部 | 県単道路交通安全対策費 | 県単公共事業 | 34,775 | 2,775 | 交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、歩道設置や交差点改良等の交通安全施設の整備を実施する。 |
| 県土整備部 | 土木施設パトロール費 | 土木施設パトロール事務費 | 49,518 | 49,312 | 道路等の公共土木施設パトロールにおいて、人員が不足する事務所に専門員を配置し、適切なパトロールを実施する。 |
| 県土整備部 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費 | 国補公共事業 | 14,997 | 0 | 石油貯蔵施設に伴う周辺施設(防災道路)において、被災時の円滑な消防活動を行うため、舗装の修繕を実施する。 |
| 県土整備部 | 道路維持交付金事業費 | 国補公共事業(防災・安全交付金事業) | 1,133,430 | 23,160 | 道路施設の適切な維持管理による県民の日常生活の安定に寄与するため、道路法に基づく老朽化対策、通学路等の交通安全対策、道路路面(切土面、盛土面)の危険箇所の対策及び傷んだ舗装の修繕等を実施する。 |
| 県土整備部 | 国補道路メンテナンス費(道路維持) | 国補公共事業 | 1,455,913 | 29,292 | 橋梁等の老朽化する道路施設に対応するため、修繕等の対策を行う。 |
| 県土整備部 | 国補地区内連携交通安全対策事業費(道路維持) | 国補公共事業 | 78,750 | 2,500 | 一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策(速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等)を行う。 |
| 県土整備部 | 踏切道改良計画事業費(道路維持) | 国補公共事業 | 231,000 | 5,000 | 踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策を行う。 |
| 県土整備部 | 都市計画審議会費 | 都市計画審議会費 | 1,227 | 1,227 | 都市計画に関する事項を十分に調査審議のうえ、都市計画が決定(変更)されることを目的に、学識経験者、県議会議員、市町長の代表、市町議会議長の代表、関係行政機関の職員で構成する県都市計画審議会を開催する。 |
| 県土整備部 | 市町村都市計画事業指導監督費 | 市町村都市計画事業指導監督事務費 | 3,742 | 0 | 市町が実施する都市計画事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 基本都市計画策定事業費 | 総合都市交通体系調査費 | 238 | 238 | 総合都市交通計画を検討するため、都市計画法第6条(都市計画に関する基礎調査)に基づき、総合都市交通体系調査を実施する。 |
| 県土整備部 | 美しい景観づくり推進事業費 | みえの景観づくり推進事業費 | 4,960 | ▲ 32,007 | 県の良好な景観を形成するため、三重県景観計画等に基づく届出制度等を円滑に運用するとともに、市町による主体的な景観づくりを促進するため、市町への派遣等の支援を行う。また、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の設置について必要な規制等を行う。さらに、協働による地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、職員協働研修を実施する。 |
| 県土整備部 | 都市計画策定事業費 | 都市計画策定事業費 | 42,639 | 42,639 | 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するための土地利用及び都市施設の整備を推進するとともに、人口減少・超高齢化社会に対応した持続可能性の高い都市構造を実現するため、都市計画区域マスタープラン改定を実施する。 |
| 県土整備部 | 民間活力導入推進事業費 | 民間活力導入支援事業費 | 3,998 | 3,998 | 鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森については指定管理制度を導入し、維持管理費等の縮減を図っているが、厳しい県財政下においては、さらなる維持管理の効率化が必要となっている。そのため、両施設の管理運営にPFI等による民間活力の導入を行い、管理・運営の効率化や県民サービスの向上を図る。 |
| 県土整備部 | 復興都市計画清算事業費 | 都市計画土地区画整理事業清算基金積立金 | 81 | 0 | 三重県都市計画区画整理事業清算基金を適切に管理するため、基金の運用及び運用利子の積立を行う。 |
| 県土整備部 | 県単街路事業費 | 県単公共事業 | 10,000 | 1,000 | 補助事業箇所の支援のため、補助対象とならない取り付け道路など本線に関連する施設の整備を行う。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|----------------|----------------|---------|----------|--|
| 県土整備部 | 国補街路事業費 | 国補公共事業 | 483,000 | 16,335 | 公共施設の整備等に関し、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に街路整備を行う。 |
| 県土整備部 | 国補街路事業費 | 受託事業 | 9,000 | 0 | 市町・他団体等からの依頼により、受託事業として街路事業を実施する。 |
| 県土整備部 | 街路整備交付金事業費 | 国補公共事業 | 588,000 | 18,667 | 公共施設の整備等に関し、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に街路整備を行う。 |
| 県土整備部 | 街路調査費 | 県単公共事業 | 11,000 | 11,000 | 街路事業の整備計画策定等のため、調査・測量等を実施する。 |
| 県土整備部 | ウォークギャラリー整備事業費 | 県単公共事業 | 28,000 | 2,334 | 電線類の地中化に伴い、補助事業対象とならない道路区域外の民地等に電線を引き込むため、管路設備工事を行う。 |
| 県土整備部 | 国補公園事業費 | 国補公共事業 | 624,750 | 29,250 | 県民にスポーツと憩いの場を提供するため、県営公園の整備を行う。 |
| 県土整備部 | 県単公園維持管理費 | 県単公共事業 | 252,553 | 245,684 | 県民が安全で安心して利用できる公園とすることを目的に、県営公園の維持管理を行う。 |
| 県土整備部 | 都市公園等一体整備促進事業費 | 県単公共事業 | 56,336 | 14,336 | 県民にスポーツや憩いの場を提供するため、県営公園の整備を行う。 |
| 県土整備部 | 直轄公園事業負担金 | 直轄事業負担金 | 13,058 | 2,058 | 国が施工する国営公園木曾三川公園事業について、都市公園法等の規定に従い、費用の一部を負担する。 |
| 県土整備部 | 都市公園安全対策事業費 | 国補公共事業 | 134,400 | 10,400 | 県民が安全で安心して利用できる公園とすることを目的に、県営都市公園施設の長寿命化計画をもとに計画的な施設の修繕・更新を行う。 |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 建築基準法施行事務費 | 10,804 | ▲ 4,618 | 新築等建築物が、建築基準法及び関係法令に適合するよう、審査・検査等を厳格かつ円滑に実施すること、及び既存建築物が良好に維持保全されるよう指導助言することを目的に、専門的知識を持つ職員の育成や会議による情報共有、建築審査会の開催、建築行政共用データベースシステムの利用契約等を行う。 |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 指定道路図等保守管理事業費 | 5,978 | 0 | 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令に基づき作成した指定道路図等の保守管理のため、業務委託を行う。 |
| 県土整備部 | 宅地建物取引業法施行費 | 宅地建物取引業法等施行事務費 | 5,985 | ▲ 14,667 | 県内の消費者と宅地建物取引業者の対等で適正な取引を確保し、良質な宅地や建物の流通に資するため、宅地建物取引業免許事務等処理システムを活用して適切な事務処理等を実施する。 また、建築士法の適正な施行のため、関係団体と連携し建築士・建築士事務所の指導監督を行うとともに、建築士審査会の開催・運営を行う。 |
| 県土整備部 | 開発管理費 | 開発管理事務費 | 1,178 | ▲ 17,261 | 都市の計画的市街地化を図り、安全な宅地造成を求めることにより、まちづくりに寄与するため、都市計画法等の法令に基づく規制を行う。 |
| 県土整備部 | 開発管理費 | 開発許可システム電算関係経費 | 17,795 | 4,500 | 開発許可事務の効率化・省力化を進め、県民サービスの向上を図るため、都市計画法等の法令に基づく開発許可の情報を一括管理し、許認可等の事務をサポートする電算システムを構築し、適正に維持管理を行う。 |
| 県土整備部 | 市町建築指導監督費 | 市町建築指導監督事務費 | 536 | 0 | 市町が実施する狭あい道路整備等促進事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 建物統計調査費 | 建物統計調査事務費 | 568 | 0 | 建築物の動態を明らかにするため、建築物及び住宅に関する基礎資料をまとめ、国土交通省へ報告する。 |
| 県土整備部 | 公営住宅管理費 | 公営住宅管理事務費 | 638,367 | 11,114 | 住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で県営住宅を提供するとともに、県営住宅の点検および修繕を行うなど適切な維持管理を実施する。 |
| 県土整備部 | 市町住宅事業指導監督費 | 市町住宅事業指導監督事務費 | 2,500 | 0 | 市町が実施する住宅事業が適正に執行されるよう指導監督を行う。 |
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 安心住まい支援事業費 | 2,304 | ▲ 7,713 | 耐久性に優れた長寿命住宅の普及に取り組むため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画認定事務等を適切に実施する。高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅の確保に特別の配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるようにするため、居住支援活動を行う。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|-----------------|-------------------|-----------|----------|--|
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 空き家対策支援事業 | 4,875 | 4,875 | 地域の住環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空家(特定空家)で所有者が不明なものを市町が行政代執行(略式)により除却する際の支援を行う。また、利活用が可能な空家については、移住や定住のための住宅として再利用することにより、既存住宅ストックの活用を促進する。 |
| 県土整備部 | 公営住宅建設費 | 国補公共事業 | 272,996 | 54,410 | 既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水工事等を行うとともに、安全、安心および快適な住環境整備のため、住戸内の改修工事を行う。また、老朽化した県営住宅の解体工事を行う。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共事業電子調達システム事業費 | 45,865 | 36,006 | 公共工事等の調達手続きを電子化し、ネットワークを活用することで業務の効率化を図るとともに、情報公開を行うことで透明性の向上を目指します。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事進行管理システム事業費 | 118,770 | 26,794 | 公共事業実施に伴う業務をシステムで処理することにより、予算執行の状況把握、適切な予算管理、事務プロセスの統一による効率化・コスト削減を図ります。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共事業支援統合情報システム事業費 | 12,662 | 8,654 | 公共事業における適切で迅速な意思決定や事業実施におけるマネジメント、施設供用後の適切な維持管理などの事務処理の効率化・高度化を図るため、公共事業の電子成果品(公共事業情報)の情報共有基盤(公共事業情報統合データベース)への取り込みと、公共事業情報を利活用するために公共事業情報統合データベースの運用を行います。(CALS/EC) |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事設計積算システム事業費 | 67,106 | 18,677 | 公共工事設計積算システムにより、公共事業の積算業務の省力化・迅速化を図ります。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 設計単価等調査費 | 26,564 | 0 | 公共事業の積算業務の効率化や客観性・透明性の向上を図るため、予定価格算出に用いる労務単価、資材単価の実勢価格調査を実施する。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 管理事務費 | 805,613 | 794,238 | 県土整備部の円滑かつ適切な管理運営を行うための経費 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事総合評価落札方式運用費 | 267 | 4 | 三重県及び県内の市町等が発注する工事及び調査・設計等業務を総合評価方式で実施するにあたり、地方自治法施行令第168条の10の2第4項及び第5項に基づく学識経験者から意見聴取を円滑かつ効果的に実施するため、三重県公共工事等総合評価意見聴取会の運営等を行う。 |
| 県土整備部 | 公共用地取得対策費 | 県単公共事業 | 263,475 | 263,475 | 県土整備部が施行する公共事業用地の取得及びこれに伴う損失の補償に関する業務を実施する。 |
| 県土整備部 | 登記対策費 | 登記対策事務費 | 30,864 | 30,789 | 県が公共事業用地として取得した土地の所有権移転登記手続きを速やかに行うための登記専門員の人件費。また、過去に公共事業用地として取得したものの、所有権移転登記がなされていない未登記土地の解消を図るため関係者の協力を得ながら、調査、測量登記事務等を行う。 |
| 県土整備部 | 公有財産管理費 | 公有財産管理事務費 | 680 | ▲ 5,334 | 道路の新設改良、河川改修または海岸堤防の新設により発生した廃道・廃川・廃浜敷等の普通財産の管理・処分及び国土交通省所管法定外財産の適正な管理を行う。 |
| 県土整備部 | 公有財産管理費 | 公有財産管理関係事務費 | 84,203 | 83,986 | 目的財産の管理等を行うための管理事務専門員の人件費 |
| 県土整備部 | 土地収用法事業認定費 | 土地収用法事業認定事務費 | 540 | 66 | 公共の利益の実現のため、市町等が必要な土地を土地収用法に基づいて取得するために行う事業認定申請(知事認定)に対して、同法第20条に基づく事業認定に関する処分を行う。 |
| 県土整備部 | 公共事業用地先行取得資金貸付金 | 公共事業用地先行取得資金貸付金 | 2,900,000 | 0 | 公共事業用地を円滑に取得するため、公有地拡大の推進に関する法律に基づいて土地開発公社が先行取得を実施する際に必要となる用地補償費を、先行取得資金として貸し付ける。 |
| 県土整備部 | 公共事業評価制度事業費 | 公共事業評価制度事業費 | 802 | 792 | 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業の適切な実施を図るため、公共事業評価制度に基づき、外部委員である三重県公共評価審査委員会にて再評価・事後評価の審査を実施する。 |
| 県土整備部 | 建設統計調査費 | 建設統計調査事務費 | 958 | 0 | 建設工事及び建設業の実態を明らかにすることで、国の財政、経済政策、建設行政等における基礎資料とし、各種施策に反映する。 |
| 県土整備部 | 建設業指導監督費 | 建設業指導監督事務費 | 65,789 | ▲ 97,580 | 建設業を営む者の資質向上、建設工事の請負契約の適正化等を図るため、許可制度や経営事項審査制度の適正な運用など、指導監督を行う。また、公共工事の品質と適正な施工を確保するため、入札契約制度の改善に取り組むとともに、建設業の活性化を図るため、新三重県建設産業活性化プランを推進する。 |
| 県土整備部 | 営繕費 | 営繕事務費 | 4,963 | 3,486 | 県有建築物の適正な整備を目的に、適正な工事予定価格を積算するため、営繕工事の設計単価等を維持・更新する。また、工事目的物の品質を確保するため、技術・知識の向上研修に参加する。 |
| 県土整備部 | 検査管理事務費 | 検査及び検査員研修事務費 | 114,618 | 114,618 | 適正な工事検査により契約の履行を確保するため、研修会の受講等による検査員の資質向上を図るとともに、職員の技術向上に向けて、検査員と工事担当職員を対象に意見交換会等を実施する。また、工事検査の中立性・公平性を確保するため、実地検査業務を外部に委託する。 |

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 | 本年度県費 | 事業概要(目的) |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|---|
| 県土整備部 | 未登記処理対策事業費 | 未登記処理対策事業費 | 1,328 | 1,328 | 県管理道路内の未登記を解消するため、所有権移転登記等を行う。 |
| 県土整備部 | 管理費 | 人件費 | 5,295,681 | 5,290,127 | 県土整備部職員の人件費。 |
| 県土整備部 | 宮川堰堤管理費 | 人件費 | 71,245 | 25,863 | 宮川ダムの維持管理に係る県土整備部職員の人件費。 |
| 県土整備部 | 君ヶ野堰堤管理費 | 人件費 | 73,069 | 56,703 | 君ヶ野ダムの維持管理に係る県土整備部職員の人件費。 |
| 県土整備部 | 滝川ダム管理費 | 人件費 | 4,581 | 4,527 | 滝川ダムの維持管理に係る県土整備部職員の人件費。 |
| 県土整備部 | 土木施設パトロール費 | 人件費 | 823,232 | 273,232 | 県管理道路における土木施設のパトロール、軽微な維持補修に係る県土整備部職員の人件費。 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金 | 131,681 | 0 | 港湾整備事業に係る起債の元金償還金 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金利子 | 10,655 | 0 | 港湾整備事業に係る起債の利子償還金 |
| 県土整備部 | 管理費 | 交際費 | 72 | 72 | 県土整備部長及び理事がその職務を遂行するうえで必要とする慶弔費及び催事参加のための経費 |